

第25表 届出を要する食品関係営業施設の状況

		営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
令和3年度		4 792	1 371
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	477	163
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	644	161
	乳 類 販 売 業	1 266	200
	氷 雪 販 売 業	13	10
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	160	43
販売業	弁 当 販 売 業	15	93
	野 菜 果 物 販 売 業	177	109
	米 穀 類 販 売 業	32	51
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	8	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	129	108
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	180	169
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	326	29
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	421	124
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2	-
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	13	4
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 （ 飲 料 の 製 造 を 除 く 。 ）	21	4
	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	194	3
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	35	2
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	1	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	16	1
	製 茶 業	60	4
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	24	7
	卵 選 別 包 装 業	3	2
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	171	15	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行 商	35	5
	集 団 給 食 施 設	294	23
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	17	-
	露 店 、 仮 設 店 舗 等 に お け る 飲 食 の 提 供 の う ち 、 営 業 と み な さ れ な い も の	1	23
	そ の 他	57	18